

盛岡市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 27 年 2 月 4 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
同 菊 池 秀 一
同 佐 藤 敬 三
同 川 村 幸 子

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は、教育委員会事務局及び教育機関である。うち、次の部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
【教育委員会事務局】 総務課，生涯学習課	平成 26 年 12 月 3 日から同年 12 月 17 日まで
【教育機関】 教育研究所	平成 26 年 12 月 3 日から同年 12 月 17 日まで
都南学校給食センター，区界高原少年自然の家	平成 26 年 12 月 3 日
都南歴史民俗資料館，遺跡の学び館	平成 26 年 12 月 4 日
松園地区公民館	平成 26 年 12 月 8 日
玉山地区公民館	平成 26 年 12 月 9 日

第 2 監査の範囲

平成 25 年度及び平成 26 年度（平成 26 年 9 月分まで）の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては、平成 26 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について、実地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基

金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められた。

今後とも、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

I 教育委員会事務局

総務課

【指摘事項】

- 1 給料の支給に当たり，給与期間の中途における昇給により給料額に異動を生じた者に，その日から新たに定められた給料を支給していない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 2 備品の管理に当たり，次の事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
 - (1) 返納の手続きを経ずに処分が行われているもの
 - (2) 備品台帳に記載があるが，所在不明となっているもの
 - (3) 活用の見込みがないにもかかわらず，処分が行われていないもの
- 3 寄附の受領に当たり，決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

生涯学習課

【指摘事項】

- 1 補助金の交付に当たり，事業の履行確認を年度内に行っていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

【注意事項】

- 1 業務委託契約の履行確認に当たり，誤った完了日の実施報告書を受理している事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 2 収入証紙の消印に当たり，規則で定める消印を使用していない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。
- 3 公の施設の指定管理に当たり，基本協定に定められている備品に関する報告が行われていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

II 教育機関

松園地区公民館

【注意事項】

- 1 業務委託契約に当たり，仕様書に定められた書類の確認が行われていない事例が見られたので，適正な事務の執行を求める。

遺跡の学び館

【指摘事項】

- 1 物品の購入に当たり，無効となる見積書を提出した業者を契約の相手方に決定し

ている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

玉山地区公民館

【指摘事項】

- 1 公民館使用料の徴収に当たり、定められた使用料を徴収していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。